

大河原町告示第 106 号

町有地売払い入札告示

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6の規定に基づき、次のとおり町有財産の売払いに係る一般競争入札について告示する。

令和8年8月4日

宮城県大河原町長 齋 清志

1 物件及び予定価格(最低売却基準価格)

所在地	種 別	登記地目	地積(㎡)	予定価格 (最低売却基準価格)
柴田郡大河原町字広表30番地3 外2筆	土 地	宅 地	819.37	28,800,000 円

※ 物件の詳細は、別途「物件調書」のとおり。

2 入札関係資料等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年8月4日(火)から令和 8 年9月4日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後5時まで)

(2) 配布場所

〒989-1295 柴田郡大河原町字新南19番地
大河原町役場政策企画課 管財係(大河原町役場2階)

(3) 配布方法

- ① 上記場所にて配布する。
- ② 大河原町ホームページ(ホーム > 事業者のかたへ > 入札情報> 入札参加公告> 町有地売払い入札(大河原町字広表 30 番地3 外2筆))からダウンロードにより取得する。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者
- (2) 大河原町暴力団排除条例第2条第1項第2号から同項第4号までの規定に該当する者
- (3) 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (5) 町税を滞納している者
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がない者

4 入札参加申込及び提出書類

(1) 受付期間

令和 8 年8月 4 日(火)から令和 8 年9月4日(金)まで 必着
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後5時まで)

(2) 提出先

2(2)と同様

(3) 提出書類

- ① 入札参加申込書(様式第1号)
- ② 大河原町税の滞納がないことを確認するための書類(滞納がないことを証明する納税証明書等)
- ③ 誓約書
- ④ 個人の場合…住民票抄本 (発行日から3か月以内のもの)
法人の場合…現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ⑤ 印鑑登録証明書

※共有名義での申込みを希望する場合は、共有者全員の①から⑤の書類を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により(1)の期日までに提出すること。郵送の場合は、電話で到達確認をすること。

(5) 入札参加承諾書による通知

提出書類の確認後、入札参加資格を有すると認めた者には、9月 10 日頃に「入札参加承諾書(様式第2号)」を郵送する。また、入札当日に必ず持参すること。

5 質問・回答

物件等に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年8月4日(火)から令和 8 年9月1日(火) 午後5時必着

(2) 提出先

2(2)と同じ

(3) 提出方法

持参又は電子メール若しくは FAX により提出すること。電子メール及び FAX の場合は、電話で到達確認を行うこと。

(4) 回答

質問に対する回答は、質問者に対し電子メール又は FAX で回答する。併せて大河原町ホームページに掲示する。

6 現地説明

現地説明会は行わない。入札参加者は事前に案内図等により、現地を確認すること。なお、現地確認の際に、物件内へ車両で進入することは禁止する。

7 入札の日時等

(1) 入札日時及び場所

日時：令和8年9月28日(月) 午前10時30分

場所：大河原町役場 3階 大会議室

(2) 入札当日の持参書類等

① 入札参加承諾書(様式第2号)

大河原町から送付された原本を必ず持参すること。

② 入札書(様式第3号)

記名・押印のうえで持参すること。入札書は、大河原町ホームページ、又は管財係(役場庁舎2階)で予め配布する。

③ 委任状(様式第4号)

入札申込者の代理人が入札に参加する場合や、共有名義で入札の申込をする場合で入札参加申込者の一部のみが入札に参加する場合は、入札申込者の委任状を提出すること。提出がない場合は、入札に参加することはできない。

④ 印鑑

入札会場で入札書に押印するために必要なことから、入札参加申込書に押印したものと同一、入札申込者の印鑑を持参すること。

※ 代理人が出席する場合は、委任状に押印したものと同一、代理人の印鑑を持参すること。

※ 入札申込者が法人等の場合で、入札申込者の印鑑を持参することが困難な場合は、入札に出席する担当者を代理人とする委任状を提出したうえで、当該委任状に押印した担当者の印鑑を持参すること。

⑤ 筆記用具

万年筆またはボールペンを持参すること(「消せるボールペン」は使用しないこと。)

(3) 入札の流れ

① 受付

入札参加承諾書(原本)を提示し、参加受付簿に記入する。また、代理人の場合は委任状を提出すること。

② 入札執行

入札参加者は、入札に関し町担当職員の指示に従うこと。入札に際しては、入札執行者の指示に従い、「入札書」に必要な事項を記載し記名・押印のうえ、入札箱に投函すること。

(注意事項) ・各自の入札金額は、入札書に右詰めで物件の価格を算用数字で記載し、最初の数字の前には「¥」を記入すること。

・入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

・入札書には、入札者の住所・氏名(法人にあっては商号名称および代表者名)を記入のうえ、必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑(委任状の受任者にあっては委任状に押印された受任者の印鑑)を押印すること。

・入札書を入札箱に投函する際に、他の参加者に入札書の内容が見えないようにして投函

すること。なお、参加者自らが用意した封筒に入れて投函することも妨げない。

8 開札

- (1) 開札は、入札者立会いのもとで行う。
- (2) 開札の結果、予定価格(最低売却基準価格)以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きによって落札者を決定する。(「くじ引き」を辞退することはできない。)
- (3) 落札者には、入札終了後に契約手続きの説明を行う。

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効等

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札参加申込書を提出しない者が行った入札
- (3) 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (4) 入札書に記載した金額を訂正している入札
- (5) 入札書の内容、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
- (6) 告示書及び本説明事項に違反した入札
- (7) 入札に関し、町の担当者の指示に従わなかった者の入札
- (8) 郵送等による入札
- (9) 入札者又は代理人が入札時及び開札時に立会しないとき
- (10) 前各号に定めるものを除くほか、町において特に指定した事項に違反した者

11 契約の締結

- (1) 落札者(以下「契約者」という。)は売払いの承認を決定した日から30日以内に契約を締結すること。期日までに契約を締結しない場合は、その落札は無効となる。
- (2) 売買契約書に貼る収入印紙は、契約者の負担とする。
- (3) 契約締結後5年間は、売買物件を風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用又は暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第4号に規定する暴力団等の住居その他これらに類するものの用に供することはできない。また、売買物件を第3者に貸し付けるときも同様の義務を賃借人に承継させなければならない。

12 契約保証金

免除する。

13 売買代金

- (1) 契約者は、契約締結の日から60日以内に町が発行する納入通知書により売買代金を一括して納入すること。
- (2) 契約者は売買代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失う。

14 所有権移転登記等

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金が納付されたときに、契約者に移転する。
- (2) 所有権移転登記事務(法務局への手続)は、原則として、大河原町が行う。なお、中間省略登記はできない。また、共有名義で申込の場合は、登記申請も共有名義での申請となる。
- (3) 登記に必要な「登録免許税」は、契約者が負担する。税額は落札決定後に伝達する。
- (4) 所有権移転完了後、普通財産引受書(様式第10号)を提出すること。

15 その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載が無い限り、現状のままで行う。物件調書を参照の上、必ず事前に現地を確認すること。
- (2) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されているが、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、町では対応しない。
- (3) 物件によっては、上下水道設備が敷設されているが、経年劣化による影響等については確認していない。これらの施設の補修、移設、改修、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、町では対応しない。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁、直壁、ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があるが、現況引渡しとなるため、移設、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、町では対応しない。
- (5) 物件の敷地内、隣接地等に電柱(電信柱等を含む)、支線、ゴミ置き場、道路設置物(ガードレール等)、道路標識(カーブミラー等を含む)などがある場合の移設、撤去等の可否等の取扱いについては、設置者、管理者等に問い合わせすること。町ではこれらについては対応いたしない。
- (6) 物件の敷地内にゴミ、ガラ、碎石、切り株等が存する場合があるが、撤去、搬出及びこれらの費用負担等については、町では対応しない。
- (7) 現状での引渡しのため、現地の除草、伐採及びこれらの費用負担等について、町は対応しない。
- (8) 敷地の地盤強度及び地中埋設物の有無については、調査を行っていないため不明である。また地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は、契約者が負担すること。

16 問い合わせ先

大河原町役場 政策企画課 管財係

住所 〒989-1295 柴田郡大河原町字新南19番地

電話 0224-53-2112(直通)